

議案第 6 1 号

調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税に係る特定親族特別控除を創設するとともに市たばこ税の加熱式たばこに係る課税標準の特例を設けるほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市税賦課徴収条例（昭和 30 年調布市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「，扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額」を「，法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」を「扶養親族又は特定親族」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項各号列記以外の部分中「者に限る。）」を「者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって，合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」に改め，同項第 3 号中「扶養親族」を「扶養親族又は特定親族」に改める。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 86 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 86 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい，第 87 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この

条において同じ。)に係る第88条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第86条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第87条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものについては、同項第2号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第87条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の調布市税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る改正後の条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 改正後の条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき改正後の条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する改正後の条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施

行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の調布市税賦課徴収条例（以下「改正前の条例」という。）第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した改正前の条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- ４ 改正後の条例第３６条の３の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する改正後の条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第３条 次項に定めるものを除き、附則第１条ただし書に規定する規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（改正後の条例附則第１６条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- ２ 令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、調布市税賦課徴収条例第８６条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第８８条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び改正後の条例附則第１６条の２の２の規定にかかわらず、次の各号に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- （１） 調布市税賦課徴収条例第８８条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（改正後の条例附則第１６条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数
- （２） 改正後の条例附則第１６条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

- ３ 前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。